

「南会津マイレール意識醸成事業」仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、発注者「福島県」が受託者「 」に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会津マイレール意識醸成事業

3 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務の目的

南会津地域を走る会津鉄道及び野岩鉄道（以下「両鉄道」という。）を地域に欠かすことのできない重要な資源として捉え、鉄道への乗車や体験活動等を組み込んだ南会津地域周遊ツアーの実施及び、両鉄道沿線の名物・名所を紹介するマップの作成により、沿線住民のマイレール意識の醸成を図る。

5 事業の内容

(1) 周遊ツアーの実施

両鉄道沿線や南会津地域の学生を対象に、マイレール意識の醸成や両鉄道利活用促進のための南会津地域周遊ツアーを実施すること。

具体的には、「地元の学生が、地元の鉄道について学び、発信する」ことをテーマとするツアーを実施すること。

ア 周遊ツアーの実施時期等は原則以下のとおりとする。

(ア) 実施時期 令和6年8月～11月

(イ) 実施回数 日帰り2回以上

・会津・南会津地方の学生を対象とするもの1回以上

・野岩鉄道沿線の学生を対象とするもの1回以上

(ウ) 募集人数 1回当たり10名程度

イ 地元の鉄道の歴史、現状等について学ぶ場をツアー行程に盛り込むこと。

ウ 両鉄道のうち、いずれか1つ以上への乗車を含むものとし、列車の団体利用については、受託者が鉄道会社と調整すること。また、団体貸切料金（乗車人員×運賃）が必要となる場合は受託者が負担すること。

エ 列車内で企画を行う際は、受託者において鉄道会社と調整すること。

オ 南会津地域での周遊（体験、マップ取材活動等）を含むものとし、周遊は、会津鉄道沿線地域（下郷町及び南会津町）で行うこと。

カ 参加者からは、飲食代も含め料金を徴収しないこと。

キ マイレール意識の向上につながるよう、工夫した内容とすること。

ク ツアー中にマップ掲載のための写真や参加者の感想、意見等を収集すること。

ケ 各種広報媒体やSNS広告等を活用し、設定したターゲットを考慮した効果的な広報手段により、参加者の募集を行うとともに、ツアーの実施状況を写真や映像を用い

てHPやSNS等で周知すること。

コ ツアーは報道関係機関に公開することを前提とし、参加者募集の際に撮影、取材等の承諾を得ること。

サ ツアー実施中の参加者の安全面を確保すること。

(2) 周遊ツアー実施結果の分析

ツアー参加者へアンケートを実施し、参加者の属性、満足度、マイルール意識等について分析を行うこと。なお、アンケート項目については、発注者と受託者の協議により決定する。

(3) マップの作成

ア 規格はA3版以上、両面フルカラーとし、日本語で2,500部以上作成すること。

イ 両鉄道各駅の名物や名所等の情報を掲載すること。駅徒歩圏内の情報が望ましいが、他公共交通手段を用いて駅から離れた物・場所を掲載することも可とする。

ウ 周遊ツアーで回った場所、撮影した写真、参加者から寄せられた感想等を掲載すること。

エ 写真やイラスト等を使用し、視覚的に楽しいデザインとすること。

オ 両鉄道各駅での設置、関係町村、学校等への配布を想定すること。

カ 作成に必要な情報や資料の収集、写真撮影等は、受託者又は参加者が行うこととし、参加者が行う場合であっても、受託者の責任の下で情報収集等を行うこと。

キ 使用する画像等について、肖像権や著作権等の必要な手続を行うこと。

ク マップの校正は、発注者が校了と判断するまで行うこと。

ケ 令和7年2月末までに納品すること。納品時はPDFデータ等も提出すること。

(4) 事業実施後の広報

ア 周遊ツアーの様子を映像や写真に収め、HP、SNS等で発信すること。

イ 作成したマップをHP、SNS等で発信すること。

(5) その他

上記以外で、本事業の目的を達成するために効果的な取組がある場合は、発注者と協議の上、実施すること。

6 成果品

(1) 委託事業の実績報告書（任意様式）

(2) 企画した周遊ツアーの様子に関する資料（写真、映像等を含む。）

(3) マップ作成に係るデザインデータ一式（記録媒体へPDF形式で保存して提出すること）

(4) その他委託事業の成果の説明に必要な資料

※ なお、本事業により収集したデータ、写真、文書等の著作権は、発注者に帰属するものとする。

7 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議により定めるものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 業務の実施に当たり届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 業務を実施するために必要な打ち合わせを随時行うこと。また、発注者へ業務の進捗状況を随時報告すること。
- (4) 業務を通じて知り得た情報は機密情報として取り扱うこと。また、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 業務の実施に伴う成果物の権利は、発注者に帰属するものとする。
なお、業務の実施に当たり、著作権の取扱いには十分注意すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。